

郡山市廃棄物処理手数料の一括納付取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（郡山市条例第14号）第43条第4項の規定に基づく廃棄物処理手数料の一括徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 官公署又は一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）は、廃棄物処理手数料を月ごとに一括して納付する制度（以下「一括納付」という。）を利用しようとするときは、郡山市廃棄物処理手数料一括納付承認（更新）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、収集運搬業者は、連帯債務保証人（以下「連帯保証人」という。）を立てなければならない。

(承認通知)

第3条 市長は、一括納付を承認したときは、郡山市廃棄物処理手数料一括納付承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(承認基準)

第4条 一括納付の承認を受けようとする収集運搬業者は、次の基準に該当する者でなければならない。

(1) 新規に申請する場合

- ア 許可業者としての経験年数が1年以上であること。
- イ 過去1年間の廃棄物の搬入回数が概ね月平均15日以上又は搬入重量が概ね月50トン以上であること。

(2) 承認を更新する場合

- ア 更新時において廃棄物処理手数料の未納がないこと。
- イ 過去1年間に一括納付の取消しを受けたことがないこと。

(承認期間)

第5条 一括納付の承認の効力は、当該承認を受けた日の属する年度限りとする。

(手数料の支払)

第6条 廃棄物処理手数料の納付は、1月単位とし、当該搬入した月の翌月の廃棄物処理手数料納入通知書に記載された納期限までに行わなければならない。

(催告)

第7条 市長は、廃棄物処理手数料が前項に規定する納期限までに納付されないときは、次のとおり一括納付の承認を受けた者（以下「承認者」という。）に催告するものとする。ただし、第2号の催告の際は、連帯保証人に対しても催告した旨を通知するものとする。

- (1) 第1回催告 納期限までに納入されなかったとき。
- (2) 第2回催告 第1回催告書の期限までに納入されなかったとき。

(取消し)

第8条 市長は、前条第2号の催告によっても納付されなかったときは、一括納付の承認を取消すものとし、郡山市廃棄物処理手数料一括納付取消通知書（第3号様式）により承認者に通知するものとする。この場合において、当該手数料は、連帯保証人の責任において納入しなければならない。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。